

平成 22 年 4 月 16 日

各 位

本店所在地 大阪市中央区道修町三丁目 6 番 1 号
会社名 株式会社 アクセス
代表者の
役職氏名 代表取締役社長 松 浦 徹
問い合わせ先 取締役 管理本部 本部長
山 田 欣 吾
電話番号 (06) 6208 - 1600

株式会社日本信用情報機構に対する 第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 3 月 19 日開催の取締役会において、株式会社日本信用情報機構¹（以下、日本信用情報機構）に対し当社が保有する自己株式（当社普通株式）の内、300 株について、第三者割当による自己株式の処分を決議いたしました。

平成 22 年 3 月 26 日付けで日本信用情報機構の払込手続きが完了いたしましたのでお知らせいたします。

当社は、設立以来、日本信用情報機構が保有する信用情報システムの開発、保守、運用を継続して行ってまいりました。今後は、日本信用情報機構がより一層の成長を加速させていくための一助となるべく、同システムのより一層の安定稼働に向け、当社が有する様々なソリューションサービスを提供してまいります。この度の第三者割当は、両社の協力関係を友好かつ強固なものとし、両社においてシナジー効果を発揮できるものです。

特に、当社といたしましては、指定信用情報機関制度²への対応として情報の報告・照会を必要とする企業へ、信用情報システムの構築により培った技術により当社が独自開発いたしました指定信用情報機関に接続するためのパッケージをはじめとして当社のソリューションのさらなる拡販に注力してまいります。

株主及びステークホルダーの皆様におかれましては、変わらぬご支援をよろしくお願い申し上げます。

以 上

¹ 日本信用情報機構とは、指定信用情報機関として個人信用情報を適正に収集・登録・管理し、会員の照会に応じて信用情報を提供する、社会的な役割を担う事業を営んでおり、公共性の極めて高い企業であります。

² 指定信用情報機関制度とは、貸金業法にもとづく個人向け貸付けの総量規制実施を前提として、信用情報の適切な管理などの条件を満たす信用情報機関を内閣総理大臣が指定する制度です。これにより、貸金業者が借り手の総借入残高を把握できる仕組みが整備されます。また指定信用情報機関が複数存在する場合、各指定信用情報機関において残高情報等の交流（個人信用情報の交流）が義務付けられます。